

基準20 冷凍室又は冷蔵室に係る不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の取扱いに関する基準

冷凍室又は冷蔵室で次のいずれかに該当するものは、条例第62条の規定を適用し、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設置しないことができる。

- (1) 壁及び天井（天井のない場合は屋根。以下この基準において同じ。）の断熱材として不燃材料（石綿、岩綿、グラスウール等）が用いられ、防熱押さえ材（20cm以上の間隔で用いる押さえ貫及び押さえ柱を除く。）が難燃材料で造られ、かつ、冷凍区画ごとに防火区画されているもの
- (2) 壁及び天井の断熱材がコンクリート、モルタル（厚さ2cm以上）又はこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆われ、かつ、当該断熱材に着火のおそれがない構造であるもの
- (3) 壁及び天井の断熱材として自己消炎性の材料が用いられ、その表面が難燃材料（ガラス及びアルミニウムを除く。）で覆われ、かつ、簡易な乾式の散水装置が設けられているもの
- (4) 床面積100㎡以下ごとの耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備である防火戸で区画されているもの